



# 消防用設備(自動火災報知設備・消火器)を設置するまでの流れ

1st

## まずは消防法令における用途と必要な消防用設備を確認しましょう。

〈民泊における消防法令上の取扱い等に関するリーフレット〉

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku\\_leaf\\_horei.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_horei.pdf)



※民泊の用途が一般住宅となる場合でも、宿泊室等に住宅用火災警報器(住警器)の設置が必要です。

2nd

## 消防用設備の図面を作成しましょう。(P3)

- 住宅宿泊事業届出書に添付する(添付を予定している)建物の平面図を用意して、P3「図面の記載例」を参考に消防用設備の設置場所などを記載します。

3rd

## 作成した図面を持って事前相談に行きましょう。

- ①消防用設備の設置位置や②誘導灯の設置免除の可否、③設置届の添付資料・提出部数、④設置届の記載方法、⑤現地検査の有無等を事前に管轄消防署に確認しておくと手続きが円滑に進みます。

4th

## 実際に消防用設備を設置しましょう。(P3)

- P3「設置する際のポイント」に注意して特定小規模施設用自動火災報知設備や消火器を設置しましょう。

5th

## 設置した消防用設備の試験をしましょう。

- 記載例を参考に試験を実施し、試験結果報告書を記載します。

〈消火器〉



※下記消防庁HPにまとめて掲載しています。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_19.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html)

〈特定小規模施設用自動火災報知設備〉



6th

## 設置届を管轄消防署に提出しましょう。

- 記載例を参考に設置届を記載します。

〈記載例〉[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/settitodoke\\_kisairei.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/settitodoke_kisairei.pdf)

〈様式〉[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/settitodoke\\_kinyuyousiki.doc](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/settitodoke_kinyuyousiki.doc)

- 添付図書(作成した図面・試験結果報告書・設置機器の詳細がわかる図書(取扱説明書の写し等))を準備し、必要部数を管轄消防署へ提出します。

注)添付図書や提出部数については、事前に管轄消防署へご確認ください。

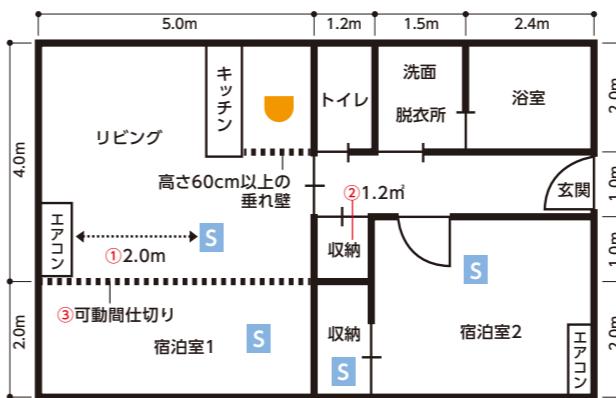
# 「図面の記載例」と「設置する際のポイント」

## 特定小規模施設用自動火災報知設備

(無線式連動型・警報機能付感知器)

- 設置が必要な範囲は、一戸建て住宅の場合は建物全体、共同住宅の場合は宿泊施設((5)項イ)となる民泊部分(共同住宅の住戸には不要\*)です。※P1の注書きに該当する場合を除く。

〈図面の記載例〉



図面記載時のポイント

- 感知器を設置する位置を煙感知器と熱感知器の種別がわかるようにマークで記載します。
- 感知器の設置位置に関する以下の特記事項を記載します。
  - ①エアコンの位置と感知器からの距離
  - ②2m未満の収納で感知器を設置しない場合は当該収納の面積
  - ③可動式の間仕切り
- 各部屋の寸法(壁の中心線)を記載してください。

凡例： S : 煙感知器 H : 热感知器

## 設置する際のポイント

- 火災時に全ての感知器が連動して警報音を発するようにグループ設定をします。  
※設定方法は取扱説明書などをご確認ください。
- 感知器は以下の場所に設置します。
  - 宿泊室やリビング、台所などの居室
  - 2m以上の押入れやクローゼットなどの収納室
  - 壁(可動間仕切りを含む。)や垂れ壁(天井から60cm(熱感知器は40cm)以上突き出した垂れ壁に限る。)で区画された部分ごとに1つ設置します。
  - 台所(キッチン)には熱感知器を、それ以外の場所には煙感知器を設置します。

- 感知器は室内の以下の位置に取り付けます。

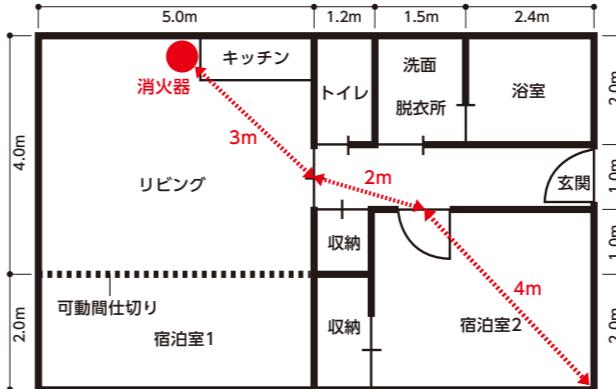
- エアコン等の吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。
- 壁やはりから水平距離60cm(熱感知器は40cm)以上離した天井面に取り付けます。(小規模な収納などで四方の壁から60cm離すことができない場合は、できる限り壁から離した中央部に取り付けます。)
- 点検や電池交換等の維持管理ができる場所に取り付けます。
- 煙感知器は、上記の条件を満たした上で、できる限り居室の出入口に近い位置に取り付けます。

## 消火器

- 設置が必要な範囲は、建物全体(一戸建て住宅の場合)です。

※共同住宅の場合は、通常、廊下などに歩行距離20m以下となるように設置されているため、住戸に設置する必要はありません。

〈図面の記載例〉



図面記載時のポイント

- 消火器の設置位置から最遠となる部分までの歩行距離を記載します。

## 設置する際のポイント

- 各階ごとに全ての部分から歩行距離20m以下となる位置に消火器を設置します。  
※火気を使用する場所の近くが望ましいです。
- 通行・避難に支障が無く、使用に際して容易に持ち出しができる場所に設置します。
- 使用温度範囲を超える場所以外の場所に設置します。



消火器

※日本語がわからない方のために、努めて英語やピクトグラム(図記号)を併記しましょう。